

平成 3 1 年

上尾市教育委員会 3 月定例会
議案資料（追加分）

目 次

議案第 17号 【上尾市教育委員会教育長の勤務時間に関する規則を廃止する規則の制定について】 1

議案第 18号 【上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について】

◇新旧対照表 2

廃止する規則

上尾市教育委員会教育長の勤務時間に関する規則

(昭和 32 年上尾市教育委員会規則第 4 号)

上尾市教育委員会教育長の勤務時間に関する規則

上尾市教育委員会教育長の勤務時間に関しては、上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年上尾市条例第 15 号）及び上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 7 年上尾市規則第 17 号）を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 44 年上尾市教育委員会規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年上尾市教育委員会規則第 6 号）

この規則は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。

条例に加えた規定

（勤務時間等）

第 2 条 教育長の勤務時間、休日及び休暇については、上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年上尾市条例第 15 号）の適用を受ける職員の例による。

2 前項の場合において、任命権者の権限は、上尾市教育委員会（次条において「教育委員会」という。）が行うものとする。

議案第18号資料

○上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程

平成22年3月25日教育委員会訓令第1号

別表第1（第10条—第12条関係）

共通決裁事項・専決事項

事項		事務	教育 委員 会決 裁	教 育 長 専 決	部 長 専 決	次 長 専 決	課 長 専 決
1～ 11	略						
12	行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく不服申し立て審査請求に関する事項	審査請求の受理をすること並びに弁明書及び書類その他の物件の提出をすること。					○
13～	略						

別表第2（第10条—第12条関係）

個別決裁事項・専決事項

教育総務部教育総務課

事項	事務	教育委員会決裁	教育長専決	部長専決	課長専決
1～3	略				
4	教育委員会及び学校その他の教育機関の職員その他の人事に関する事項	(1)～(6) 略			
	(7) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）により職員の育児休業及びその期間の延長、育児短時間勤務及びその期間の延長並びに部分休業を承認し、又は当該承認を取り消すこと。 ア—教育長 イア 教育総務部長 ウイ 学校教育部長、参与、参事、図書館長、次長、主席副参事、図書館副館長、副参事、課長、主席主幹、図書館次長、教育センター所長、中学校給食共同調理場所長及び主幹 エウ 公民館長及び副主幹以下の職にある者並びに市費学校職員	○	○	○	○
	(8) 職員の病気休暇を承認すること。 ア—教育長 イア 教育総務部長 ウイ 学校教育部長 エウ 教育総務課長 オエ 参与、参事、図書館長、次長、主席副参事、図書館副館長、副参事、課長、主席主幹、図書館次長、教育センター所長、中学校給食共同調理場所長及び主幹 カオ 公民館長及び副主幹以下の職にある者並びに市費学校職員	○	○ 5日を超えるもの 30日を超えるもの 30日を超えるもの	5日以内 30日以内 5日を超え、かつ30日以内 30日を超えるもの	5日以内 30日以内
	(9) 勤務時間条例第14条第2項第19号に規定する職員の特別休暇、介護休暇及び介護時間を承認すること。 ア—教育長 イア 教育総務部長	○	○		

		<p>ウイ 学校教育部長、参与、参事、図書館長、次長、主席副参事、図書館副館長、副参事、課長、主席主幹、図書館次長、教育センター所長、中学校給食共同調理場所長及び主幹</p> <p>エウ 公民館長及び副主席以下の職にある者並びに市費学校職員</p>				○		
		(10) 職員の組合休暇を承認すること。						○
		<p>(11) 職員に対し研修に関する旅行命令を発すること。</p> <p>ア 部長</p> <p>イ 参与、参事、図書館長、次長、主席副参事、図書館副館長、副参事、課長、主席主幹、図書館次長、教育センター所長、中学校給食共同調理場所長及び主幹</p> <p>ウ 公民館長及び副主席以下の職にある者並びに市費学校職員</p>			○		○	○
		<p>(12) 上尾市教育委員会教育長の勤務時間、休日及び休暇並びに職務に専念する義務の特例に関する条例（平成27年上尾市条例第11号。次号において「教育長勤務時間等条例」という。）第2条第1項の規定により、勤務時間条例の適用を受ける職員の例により教育長の服務に関し次の行為を行うこと。</p> <p>ア 遅参、早退、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認</p> <p>イ 時間外勤務命令</p> <p>ウ 勤務時間条例第8条の2第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による深夜勤務の制限の承認</p> <p>エ 勤務時間条例第8条の2第2項及び第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による時間外勤務の制限の承認</p> <p>オ 勤務時間条例第5条の規定による週休日の振替及び半日勤務時間の割振変更並びに勤務時間条例第10条第1項の規定による代休日の指定</p>				○		
		(13) 教育長勤務時間等条例第3条の規定により教育長の職務に専念する義務を免除すること。				○		
5・6	略							